平成２１年（フ）第１５２８号
福岡市城南区七隈４丁目13番４号
債務者　高橋　和美（旧姓森部）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３３号
福岡市早良区早良１丁目１番15号
債務者　坂本　博臣
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３４号
福岡市東区香椎駅前１丁目３番15―617号
債務者　加藤　順一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３６号
福岡市東区名子３丁目４―14ラフィーネ黒木A102
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３７号
福岡市東区名子３丁目４―14ラフィーネ黒木A102
債務者　山口亜由美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３８号
福岡市早良区南庄４丁目13番２―401号
債務者　今村　邦晴
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４３号
福岡市南区長住３丁目65番203号
債務者　小川由香利
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４７号
福岡市東区筥松４丁目８番62―101号
債務者　やま正こと　三上　正輝
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５１号
福岡県糸島郡志摩町大字師吉125番地の30―201
債務者　原田真理子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６０号
福岡県筑紫野市石崎２丁目６番５号
債務者　平山ひろ子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６４号
福岡県宗像市天平台23番地７
債務者　安部　信孝
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115番地102
債務者　山本　香代
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７１号
福岡県大野城市緑ケ丘３丁目13番８号
債務者　山崎　静磨
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７２号
福岡県大野城市栄町２丁目５番15―506号
ロワールマンション春日原駅前
債務者　江嶋　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７３号
福岡市南区西長住１丁目12番41―503号
債務者　齋藤真紀子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９２号
福岡市西区泉１丁目２番６号
債務者　小野　亜希（旧姓藤松）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９９号
福岡市東区雁の巣１丁目21番13号
債務者　奈良井紘一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１１号
福岡市南区井尻５丁目６番24号
債務者　永田　洋智
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部